

入札参加資格の事後審査制度について

建設工事及び工事に係る委託業務の入札に係る審査は、入札参加資格の一部について開札後に審査を行う「事後審査」とします。事後審査の対象とする案件は、公告で明示します。

1 事後審査の対象になるもの

入札参加資格のうち、次の事項の審査については、開札後、落札候補者に対してのみ行う「事後審査」とします。

- (1) 配置予定技術者
- (2) 社会保険等への加入状況 (建設工事のみ)

2 連絡方法

開札後、落札候補者となった入札参加者に対し、市から電話等で通知します。

3 提出書類

落札候補者は、指定する日時（開札日から2開庁日後の正午）までに以下の書類を契約検査課へ提出してください。所定の書式を茅ヶ崎市ホームページに掲載しますので、必要事項を記載のうえ提出をお願いします。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査）

- (2) 配置予定技術者調書

提出に際し、調書に記載されている必要書類の写しを添えてください。

- (3) 社会保険等への加入を証する書類（写し）(建設工事のみ)

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を証する書類（加入済みの場合は最新の経営事項審査結果通知書の写しも可）の写しを提出してください。

- (4) 経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書（写し）

(建設工事の当該年度初回落札時のみ)

建設業法第7条、15条の確認のため、建設業許可を受けるときに作成した、当該営業所の経営業務管理責任者及び専任技術者の確認できる書類の写しを提出してください。

- (5) 電子契約に係る申請書（初回落札時のみ）

電子契約の利用可否確認のため、事後審査書類と併せて提出してください。

4 開札後の取り扱いについて

開札後、落札を保留し、事後審査の結果も含め落札者を決定します。

- (1) 同価入札で複数の落札候補者がいる場合、かながわ電子入札共同システムによる抽選（くじ）で落札候補者の順位を決定します。
- (2) 参加資格のない者の入札は無効とし、引き続き次順位者の審査に移ります。以後、参加資格有りとなる者が出るまで繰り返します。参加資格有りの者がいなくなった場合、当該入札は不調となります。
- (3) 落札保留期間中に当該案件で辞退する場合、ペナルティは無いものとします。辞退方法は次のとおりとします。

・辞退届

茅ヶ崎市ホームページに掲載している書式に必要事項を記入し、契約検査課へ提出してください。

辞退届の提出に基づき、当該落札候補者の入札を無効とし、引き続き次順位者の審査に移ります。以後、参加資格有りとなる者が出るまで繰り返します。参加資格有りの者がいなくなった場合、当該入札は不調となります。

*参加資格のない者

事後審査の段階で参加資格のない者となる場合の主な例としては、配置予定技術者がいない（条件を満たす技術者がいない。）、社会保険制度への未加入（適用除外を除く。）などが考えられます。この場合、4の（2）のとおり入札が無効となります。

5 提出先

茅ヶ崎市役所本庁舎 5階茅ヶ崎市経営総務部契約検査課へ持参かメールにて提出
メールアドレス : keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp